

受験上の注意事項

福島工業高等専門学校

1. 学力選抜では各自昼食を持参し、検査室の自席で食事をしてください（推薦選抜では昼食は必要ありません）。
2. 試験当日に発熱・咳等の症状があり、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の罹患が疑われる場合は、帰宅させ追試験を受験してもらうことがあります。
3. 検査終了後は係員の指示があるまで退室しないでください。
4. 付添者の方の控室はありませんので、ご注意ください。
5. 検査室のゴミ箱は使用できません。ゴミは持ち帰ってください。
6. 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は無理をせず、中学校もしくは医療機関と相談の上、追試験の受験を検討してください。その際は、必ず試験日当日 9:00 までに電話連絡の上、所定の手続きをしてください。
追試験対象者は、次のとおりとします。
 - (1) ア 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「施行規則」という。）第十八条に定める感染症に罹患、又は罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者。
イ その他、受験者自身の責めに帰することができない理由（例：月経随伴症状等の体調不良）で本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、福島工業高等専門学校長がその申請を認めた者。
 - (2) (1) アおよびイに示す本試験を受験できない事由は、中学校等の長又は医療機関による証明等（様式 1 または 2）により、福島工業高等専門学校長が確認するものとします。
 - (3) 前項の事由により本試験を受験できない期間については、施行規則第十九条に定める「出席停止の期間の基準」を原則とします。